
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **適用時期の検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中の金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）の制定並びに企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）（予想信用損失適用指針、金融商品会計基準及び金融商品実務指針をまとめて以下「金融商品会計基準等」という。）の改正における適用時期について検討することを目的としている。なお、次項以降において、金融商品会計基準等の制定又は改正を合わせて、金融商品会計基準等の改正等という。

II. これまでの経緯

2. 第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日）及び第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日）において、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取を行った。その際、適用時期に関して、以下の意見が聞かれた。
 - (1) 実務負担の軽減に向けて検討頂いているものの、会計基準の改正により新たな実務負担が生じることは避けられないため、十分な準備期間や経過措置等を設けていただきたい。
 - (2) 実務負担を踏まえ、適用初年度の緩和措置や十分な準備期間を設ける必要があると考える。
3. 第 555 回企業会計基準委員会（2025 年 9 月 3 日）及び第 244 回金融商品専門委員会（2025 年 9 月 2 日）（以下「第 555 回企業会計基準委員会等」という。）において、金融商品会計基準等を定めるにあたり考慮すべき事項について、主に次の観点から検討することを事務局から説明し、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) 財務諸表作成者における準備期間
 - (2) 国際的な会計基準の適用時期からの乖離

- (3) 関連諸制度との関係
4. 本資料では、強制適用日について前項(1)から(3)の観点で検討を行い、また、早期適用についても合わせて検討を行う。

III. ASBJ 事務局による分析

強制適用日

(財務諸表作成者における準備期間)

5. 本資料第3項(1)の「財務諸表作成者における準備期間」については、本資料第2項に記載のとおり、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者から、十分な準備期間を設けることが必要であるとの意見が聞かれている。
6. また、第555回企業会計基準委員会等において、財務諸表作成者における準備期間に関して以下の意見が聞かれた。
- (1) 金融商品会計基準等の改正は、システム、リスク管理、管理会計及び業務体制の整備などの財務会計以外の観点においても対応が必要となることが想定されるため、十分な準備期間が必要となると考える。この点、特に金融機関にとっては、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の適用よりも負担が大きいと考える。例えば、システムの開発には、少なくとも3年を要すると考える。また、監査法人との協議や、必要に応じてシステム・ベンダーやコンサルティング会社を利用することも考えられる。この場合、委託先等のリソースが逼迫し、財務諸表作成者がコントロールできない要因により対応に時間を要する可能性があることを懸念する。
- (2) ステップ2又はステップ4のいずれを採用するかにかかわらず、システム及び体制の見直しが必要となることが想定されるため、数年単位の準備期間を設けていただく必要があると考える。
- (3) 現行の会計基準とIFRSと比較した場合、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)の減損に関する部分は基準差が大きく、欧州の銀行が導入した際には相応のコストが発生したと認識している。このため、慎重に対応することが適切であり、3年以上の準備期間を確保することが望ましいと考える。
7. 本金融商品会計基準等の改正等に関して、一般事業会社に対する影響は必ずしも大きくないと考えられる一方、金融機関に対する影響は大きいと考えられ、金融機関においてはシステムの開発や将来予測的な情報を反映するモデルの検討等に時間

を要すると考えられる。また、金融機関においては、財務報告への影響だけではなく、リスク管理等の内部管理体制への影響についても対応が必要になると考えられる。

8. この点、特にステップ2を採用する金融機関においては、SICR判定や実効金利の算定のためのデータ整備及びシステム開発などに関して時間を要すると考えられる。
9. 一方、ステップ4を採用する場合には、簡素化された予想信用損失の算定方法を設けていることから、一定程度、対応に関する負担は軽減されていると考えられる。また、実効金利法の適用に関する経過措置を設けていることによっても、対応に関する負担は軽減されていると考えられる。

(国際的な会計基準の適用時期からの乖離)

10. 本資料第3項(2)の「国際的な会計基準の適用時期からの乖離」の観点からは、最終基準の公表から強制適用までの期間が長いと、その間、国際的な実務と整合しない状態が続くことになると考えられる。この点、IFRS第9号の強制適用時期が2018年1月であることから既に7年以上が経過しており、さらに最終基準の公表から強制適用までの期間を追加した期間について、国際的な実務と整合しない状況が続くことになると考えられる。
11. このため、国際的な会計基準の適用時期からの乖離の観点からは、強制適用までの期間をできるだけ短めに設定することが考えられる。

(関連諸制度との関係)

12. 本資料第3項(3)の「関連諸制度との関係」の観点については、今回の金融商品会計基準等の改正等は特に金融機関に対する影響が大きいと考えられるため、金融当局における金融機関に対する監督が関連すると考えられる。この点、第244回金融商品専門委員会(2025年9月2日開催)において、金融機関に対する監督の観点からの適用時期に関するご見解について、金融庁監督局からご説明を伺った。金融庁監督局からのご説明の概要は次のとおりである。

- (1) 新会計基準の適用までの期間について、地域銀行からは、少なくとも3年以上の期間が必要との声が聞かれている。当局としても、本金融商品会計基準等の改正等は、金融機関の本業である貸出実務に係る大規模な改正であり、銀行経営に広範かつ重大な影響を及ぼすものであることから、3年以上の期間が置かれる必要性は極めて高いと考える。
- (2) 銀行が新会計基準の適用にあたって検討すべき点は、予想信用損失の測定や開示といった財務会計上の要素だけではなく、健全性を維持向上するための信用

リスク管理のあり方や事業者支援を含む継続的な金融仲介機能の発揮、大幅な引当増の可能性も踏まえた資本政策など多岐にわたる項目を検討する必要がある。

- (3) また、新会計基準の対応にあたっては、膨大な債権情報等の整備や、システム対応を行うことが見込まれる。さらに、予想信用損失の測定について、マクロ経済指標等との相関を盛り込んだ内部モデルの検討、開発が必要と考えられる。規制やリスク管理への対応も含め、体制整備の見極めと実装には相当の時間を要するものとする。
 - (4) さらに新会計基準は、オプションや見積もり要素などが多岐にわたり、加えて、原則主義に基づくものと承知している。銀行は新会計基準のもとで、自行の信用リスク管理方針や融資方針を踏まえて、どのような会計処理を選択すべきかという点から模索しなければならず、多数の選択肢の中から、自行の状況に合った適切な方法を決定し、監査法人与合意しなければならない。
 - (5) この点、従来の会計基準と大きく異なるものであり、それにもかかわらず、従来の会計基準と同様の期間しか設けられなかった場合には、銀行の体制整備が不十分なままに拙速な対応に流れることが懸念される。
13. このように、金融機関に対する監督の観点からは、金融商品会計基準等の改正等は銀行経営に広範かつ重大な影響を及ぼすものであることから、強制適用開始までの準備期間として 3 年以上の期間が置かれる必要性が極めて高いとの見解が聞かれている。

(小括)

14. これまでに ASBJ が公表してきた会計基準については公表から強制適用の時期までが 1 年程度のものが多いため、強制適用の時期までの期間を 1 年程度とすることが検討のスタートラインになると考えられる。
15. まず、「財務諸表作成者における準備期間」の観点からは、一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられるため、一般的な取扱いと同様に強制適用の時期までの期間を 1 年程度とすることが考えられる。
16. 一方、金融機関を想定すると、ステップ 2 を採用する場合にはデータ整備及びシステム開発などに時間を要すると考えられるため、強制適用日までの期間を長めに設定することが考えられる。ただし、ステップ 4 を採用する場合には、簡素化された予想信用損失の算定方法及び経過措置が設けられており、ステップ 2 を採用する場

合に比べて対応に関する負担は軽減されていることも考慮する必要があると考えられる。

17. 前項の金融機関への影響を踏まえると、「財務諸表作成者における準備期間」の観点からは、強制適用の時期までの期間を1年程度とする一般的な取扱いでは不十分であり、少なくともリース会計基準と同程度の期間（2年半程度）を設けることが必要と考えられる。
18. 次に、「国際的な会計基準の適用時期からの乖離」の観点からは、国際的な実務と整合しない状態が既に長期間にわたっていることを考えると、強制適用の時期までの期間として3年程度を大きく超えるのは望ましくないと考えられる。
19. さらに、「関連諸制度との関係」の観点からは、金融当局における金融機関に対する監督が強く関連すると考えられ、金融庁監督局からは、本資料第12項に記載した理由により、強制適用開始までの準備期間として3年以上の期間が置かれる必要性が極めて高いとの見解が聞かれている。
20. これらを総合的に勘案すると、強制適用の時期までの期間について、少なくともリース会計基準と同程度の期間（2年半程度）の期間を設けることが必要と考えられる一方、3年程度を大きく超えるのは望ましくないと考えられる。このため、基準の最終化の時期によるが、強制適用の時期までの期間を概ね3年程度とすることが考えられる。

早期適用

21. 第555回企業会計基準委員会等において、早期適用について、次のとおり事務局から説明し、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) 早期適用はこれまでも多くの基準で認めており、IFRSの任意適用企業において早期適用することのニーズが存在することを考慮すれば、早期適用を認めることが考えられる。この場合には、公開草案で公表する一連の会計基準等すべてを同時に早期適用することが必要と考えられる。
22. また、第555回企業会計基準委員会等において、早期適用について、次の意見が聞かれた。
 - (1) 既にIFRSを任意適用している、又はIFRSを任意適用していないものの予想信用損失モデルの導入についての検討を終えており、改正後の金融商品会計基準等を早期に適用したい金融機関もあると考えられる。
23. 本資料第21項及び前項を踏まえ、新基準公表後に最初に到来する年の4月1日以

後開始する事業年度から早期適用を認めることが考えられる。

24. 前項の場合には、同時に公表又は改正された一連の会計基準等すべてを早期適用することが必要と考えられる。当該内容を定めるにあたっては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」第17項を参考とすることが考えられる（下線はASBJ事務局が追加）。

17. 前項の定めにかかわらず、2020年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から本会計基準を適用することができる。また、2020年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から本会計基準を適用することができる。なお、これらのいずれかの場合には、本会計基準と同時に改正された金融商品会計基準及び棚卸資産会計基準についても同時に適用する必要がある。

IV. ASBJ事務局による提案

25. 以上の分析を踏まえ、適用時期に関する金融商品会計基準における定めを次のとおりとすることが考えられるかどうか。

公開草案	現行
<p>VIII. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>41. 本会計基準の適用は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 20XX年改正の本会計基準（以下「20XX年改正会計基準」という。）は、20XX年4月1日[公表から3年程度経過した日を想定している。]以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p> <p><u>(8) (7)の定めにかかわらず、20XX年4月1日[公表後最初に到来する年の4月1日を想定している。]以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首</u></p>	<p>VIII. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>41. 本会計基準の適用は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>

<p><u>から 20XX 年改正会計基準を適用することができる。なお、この場合には、20XX 年改正会計基準と同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用する必要がある。</u></p>	
--	--

ディスカッション・ポイント

本資料第 5 項から第 25 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上